

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。

また、当該工事は以下の適用対象工事です。

- ・総合評価方式（特別簡易型）
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度
- ・現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱い
- ・最低制限価格の設定
- ・入札時積算数量書活用方式
- ・特例監理技術者対象工事
- ・週休2日工事（発注者指定方式 or 受注者希望方式）
- ・営繕工事における快適トイレ設置の試行工事
- ・島根県営繕工事における資材価格の変動に対する特例措置対象工事
- ・島根県営繕工事等情報共有システム実施要領（発注者指定工事）

令和〇年〇月〇〇日

島根県知事 丸山 達也

記

- 1 担当部局 島根県総務部営繕課企画係 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

2 入札に付する事項

工事名	〇〇〇〇〇〇工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要
工事場所	〇〇〇地内	
予定工期	令和〇年〇月〇〇日	
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内。 部分払 令和〇年度 〇回以内 ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。(契約後の変更は不可。)	
契約保証金	契約金額の100分の10以上。	
入札保証金	免除する。	
低価格落札者との契約に係る措置	調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、契約保証金は契約金額の100分の30以上とし、前金払の割合は契約金額の100分の20以内とする。	